

第4章 施策の展開

方針1 1 健康づくり・介護予防の推進

方針2 2 生きがいづくり・社会参加支援

3 支え合い活動への支援

方針3 4 包括的な相談支援の充実

5 在宅生活の継続支援

6 医療・介護の連携の推進

7 尊厳の保持・権利擁護の推進

8 災害等に対する支援

方針4 9 認知症に対する理解の促進

10 認知症の人と家族等への支援

方針5 11 介護保険の状況

12 給付適正化の推進

13 介護人材の確保・定着支援と業務の効率化

14 介護保険事業の見込み

方針2 地域における支え合いの基盤づくり

現状

規模の大小はありますが、市内では様々な地域活動が行われています。令和7年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、約7割の人が「ボランティアのグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「学習・教養サークル」、「介護予防のための通いの場」、「老人クラブ」、「町内会・自治会」、「収入のある仕事」のいずれかの活動に参加するなど、社会参加を実現できています。一方で、約3割の人が、いずれの活動にも全く参加していないと回答しています。

就労や社会参加が健康増進につながることは広く知られていますが、高齢になり、自身の状態像が変わったとしても、これまで取り組んできた活動を出来る範囲で継続すること、また、グループの中で役割を持ち続けることは、自らの健康増進のほか、活気ある地域を作るためにも重要です。同調査によると、地域住民の有志によって進める健康づくり活動や趣味等のグループには、介護保険の認定等を受けていない人で約35%、事業対象者や要支援の認定を受けている人でも約25%が企画・運営として「是非参加したい」、「参加してもよい」と回答しています。一方で「すでに活動している」と回答した人はどちらも5%未満です。実際に地域では、高齢化やライフスタイルの変化によって、ボランティア団体や老人クラブの担い手など、地域コミュニティを支える活動者数が減少しています。このことから、地域活動への意欲が、実際の活動まで至っていない現状があります。

課題

地域活動に参加していない人のなかには、高齢期に差し掛かるまで地域コミュニティとの接点がなかった人や、フレイル状態に陥り、外出意欲が低下している人がいます。これらの人が地域とつながるためには、人と地域をつなげる人の存在や、趣味や関心に紐づく多様な選択肢の存在が重要です。

一方、地域に存在する様々な団体においては、役員の高齢化などの理由で担い手側に過度に負担が集中し、後継者が見つからず、解散する事例が増えています。地域で活動する団体が減ることは、地域コミュニティの希薄化につながります。このことが、民生委員児童委員など、既存の地域活動の担い手の負担増加や、なり手不足の一因となっている可能性もあります。地域で様々な団体が活発に活動し続けるためには、担い手の固定化や過度な負担の偏在を防ぎ、できる人ができる時にできる範囲で無理なく活動する環境を作ることが地域コミュニティの活性化や継続性の観点からも重要です。

これまでは地域の中で解決できていたことも、社会の変化により、地域の力だけでは解決が難しくなってきました。行政をはじめ、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、各健康・医療分野の専門職、民間事業者など多様な主体が地域の中に入り、人と地域をつなぎ、地域の人と一緒に団体の運営について考える仕組みが必要です。

目指す姿

- ◆ 高齢者が、地域コミュニティに興味や関心を持ち、実際に活動に参加することで、たくさんの人とつながりを持っている
- ◆ 地域において、多様な団体が活発に活動し続けている
- ◆ 自分や周囲の人の困りごと、支える側の悩みを相談・共有できる場が地域にある

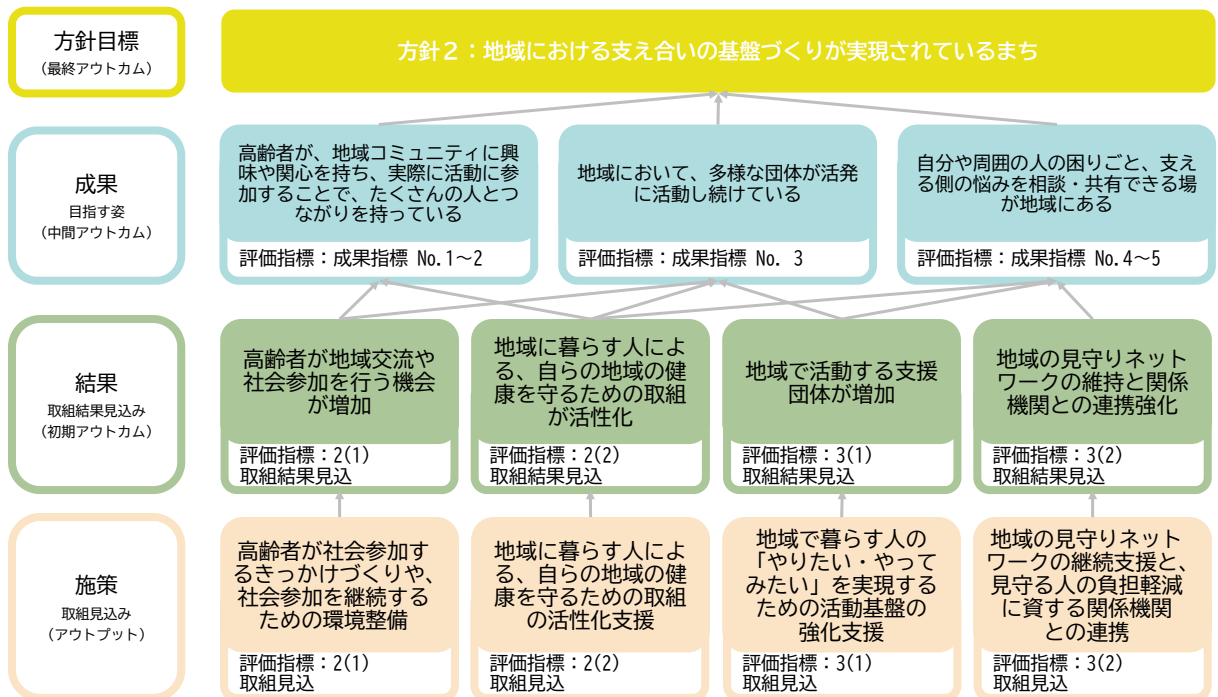
成果指標

No.	項 目	現状 令和7年度 (2025年度)	中間目標 令和10年度 (2028年度)	成果目標 令和13年度 (2031年度)
1	趣味の活動や町内会・自治会活動、仕事など何らかの社会活動に週1回以上参加している人の割合	49.7%	52.0%	54.0%
2	健康づくりや趣味等のグループ活動に参加者として参加している割合	5.6%	10.0%	15.0%
3	健康づくりや趣味等のグループ活動に企画・運営側として参加している割合	3.3%	5.3%	7.3%
4	「困ったときに助け合えるまちである」という問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	62.2%	64.5%	69.5%
5	何かあったときに家族や友人・知人以外に相談する相手がいる人の割合	51.0%	54.7%	56.7%

資料……1～3・5:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 4:横須賀市 高齢者の生活状況調査

主な取組

- ◆ 高齢者が社会参加するきっかけづくりや、社会参加を継続するための環境整備
- ◆ 地域に暮らす人による、自らの地域の健康を守るための取組の活性化支援
- ◆ 地域で暮らす人の「やりたい・やってみたい」を実現するための活動基盤の強化支援
- ◆ 地域の見守りネットワークの支援と、見守る人の負担軽減に資する関係機関との連携



2 生きがいづくり・社会参加支援

(1) 社会参加の促進

① シルバー人材センターへの支援

横須賀市シルバー人材センターは生涯現役社会の実現に向けて、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進する機関です。少子高齢化の進展により今後もますます高齢化率が上昇していく見込みの中、経済社会の活力を維持するために、働く意欲のある高齢者がその特性と強みを生かして経済社会の担い手として活躍し続けることが必要です。

登録会員数の増加と多様な就業機会の確保を目指すため、横須賀市シルバー人材センターの広報活動を支援するとともに受注しやすい体制を整えていきます。

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
シルバー人材センターの登録会員数	1,402人	1,402人	1,402人
シルバー人材センターの受注金額	588,000千円	588,000千円	588,000千円

② 老人クラブ等への支援

老人クラブは、会員の教養向上、健康増進や地域社会との交流を通じて、地域に住んでいる高齢者が、孤立せず生きがいを持って生活できることを目指し、自主的に結成・運営されている団体です。近年、会員の高齢化等により解散する団体も多く、クラブ数・会員数ともに減少しています。

各クラブの活動が活性化していくことは、新規会員の確保につながります。会長研修会を通して、参加しやすい活動メニューの拡充や、町内会等と連携した新規会員の導線づくりを伝えるとともに、横須賀市老人クラブ連合会と健康づくりなどのイベントを共催していくことで、各クラブの活動を支援していきます。

取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
会長研修会の実施	1回	1回	1回
イベントの共催	2回	2回	2回
補助クラブ数	155団体	155団体	155団体

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
老人クラブの会員数	8,400人	8,400人	8,400人

③ 高齢者生きがいの家への支援

高齢者生きがいの家は、町内会等を単位とした10人以上の高齢者グループで、手芸や陶芸など趣味を生かした活動を行っています。イベント等で作品を披露する場を提供するなど団体の活動を支援していきます。

取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
補助団体数	6団体	6団体	6団体

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
生きがいの家の会員数	100人	100人	100人

④ 市民交流スペース・憩いの家の運営

『横須賀市FM戦略プラン※1』に記載されている「多様な世代の地域住民が集い、交流する地域コミュニティの拠点づくり」に向けて、老人福祉センターや老人憩いの家が持つ主な機能である「居場所機能」を、各施設が位置している地域の核となる施設へ移転し、地域コミュニティの活性化につながり、世代を問わず利用できるよう市民交流スペース、憩いの家を開設しました。※2

これまで老人福祉センターや老人憩いの家をご利用いただいた地域の60歳以上の高齢者に対して、引き続き、各種相談に応じる機会を設けるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供する講座を開催し、市民交流スペースや憩いの家で出会った利用者同士の交流や仲間づくりを支援していきます。※3

※1 横須賀市 FM 戦略プラン…まちづくりの視点から公共施設の望ましい将来像を定め、その実現に向けた具体的な取組を示す計画(令和元年(2019年)7月策定)

※2 現在開設している市民交流スペース、憩いの家(令和8年(2026年)5月1日時点)
 (1)本町市民交流スペース(本町2丁目1番地) *本町老人福祉センター跡地に開設
 (2)公郷憩いの家(公郷町6丁目1番地) *公郷老人憩いの家跡地に開設
 (3)大楠憩いの家(芦名1丁目29番1号) *大楠幼稚園跡地に開設

※3 相談事業や講座については、市民交流スペース、憩いの家ごとに、実施の有無は異なります。

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市民交流スペース、憩いの家の延べ利用者数(60歳以上)	6,000人	6,000人	6,000人
【参考】 市民交流スペース、憩いの家の延べ利用者数(0歳以上59歳以下)	4,000人	4,000人	4,000人

⑤ はつらつシニアパスの発行

70歳以上の高齢者を対象に、京浜急行バスの一般路線が定額で乗り放題となる「はつらつシニアパス」を、京浜急行バス株式会社と協力して発行します。

「はつらつシニアパス」に対する高齢者のニーズの把握に努め、高齢者の外出による社会参加を支援していきます。

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
はつらつシニアパス発行枚数	17,000 枚	17,000 枚	17,000 枚

⑥ ふれあいサポート券の発行(ひとり暮らし高齢者入浴料等助成事業の実施)

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、市内の公衆浴場や市の施設(長井海の手公園(ソレイユの丘)の入浴施設、すこやかん、まなびかん、市営温水プール、トレーニング室)で利用できるふれあいサポート券を交付します。公衆浴場等に出かけることにより、地域の交流や本人の社会参加の促進、孤独感の解消につながるよう支援していきます。

取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ふれあいサポート券の発行枚数	135,200 枚	137,900 枚	140,700 枚

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ふれあいサポート券の利用率	50.5%	51.0%	51.5%

⑦ 敬老祝い事業の実施

長年にわたり、社会の発展に貢献してきた高齢者のうち、88歳と100歳の人に対して、感謝の意を表し長寿を祝うために、敬老祝品を贈呈します。

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
88歳への贈呈件数	3,105 件	3,213 件	3,322 件
100歳への贈呈件数	164 件	170 件	176 件

コラム 多様な機会における介護人材確保支援

高齢者が共通の趣味などを通じて交流したり、学習したりするための取組を紹介します。

□ コミュニティセンターの運営と「高齢者学級」の実施

コミュニティセンターでは、高齢者を含む市民の地域活動の場や、同じ趣味をもつ仲間の交流の場を提供しています。

高齢者が健康で心豊かな毎日を送るために役立つ、健康・運動・趣味などを学ぶ「高齢者学級」を、行政センター併設の9施設で実施しています。

令和8年度の高齢者学級の実施内容(一部)

- 生涯現役講座「いきいき学級・ふれあい学級」
- 運動講座「心と体のリラックスヨガ」
- 東洋医学・マッサージ系講座
- やさしいピラティス
- パドル体操
- 転ばない体作り講座
- 歌って踊って演じよう！初めてのミュージカル
- 小栗上野介超入門講座
- 俳句か短歌か古典文学
- 防犯セミナー

□ 生涯学習センターの「市民大学講座」の実施と「まなび情報」講師登録

高齢者を含む市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習センターで「市民大学」講座を実施しています。学習の機会の提供とあわせ、「まなび情報」講師登録の呼びかけ、登録情報の市民への提供を行い、高齢者を含む市民がこれまでの知識、技術や経験を生かし、社会で活躍するきっかけを提供します。

令和8年度の市民大学講座の実施内容(一部)

- 戦国の兄弟
- 地政学から観える世界 国は人と富と武力に優ると国境線を前進させる
- 三浦半島の農の力 地域を耕す人々の仕事と哲学
- もっと知りたい横須賀美術館 導入編 建築・デザイン・コレクション
- もっと知りたい横須賀美術館 横須賀ゆかりのアートへの誘い
- 横須賀ゆかりの人々 江戸・明治期に横須賀で活躍した人々
- もっと知りたい！三浦一族 1 三浦一族興亡の歴史
- 研究コース 三浦一族の歴史を体感！三浦一族ゆかりの地を歩いて歴史を紐解く
- 大人のたしなみ 金曜夜のJAZZ 講座 第4弾！！
- 南極・北極のゲートウェイシティ横須賀 地球の今を知る、行動する

(2) 地域の健康度を高めるための取組

① 地域の人材育成や活動支援

介護予防の取組を個人で実施するだけでなく、住み慣れた地域で身近な仲間と一緒に楽しみながら健康づくりや介護予防活動を行うことは、生きがいにもつながります。

本市においては、ボランティア活動やサロン活動、老人クラブ、コミュニティカフェなど地域住民等が主体となる様々な通いの場があります。

今後も地域の通いの場にて介護予防活動を実施する介護予防サポーターや、同じ市民目線でフレイルであることの気づきを促す取組を行うフレイルサポーターを養成していきます。フレイルサポーターについては、フレイルチェック測定練習会を通じて、フレイルチェック教室で事業への協力を得られるよう、地域の人材育成の取組を推進していきます。

また、ヘルスマイト(地域で食育の大切さを普及啓発しているボランティア)等とも連携し、地域で行われる健康づくり・介護予防活動を支援します。

取組見込み

項 目	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
介護予防サポーター養成講座の実施	2 コース	2 コース	2 コース
フレイルサポーター養成講座の実施	1 コース	1 コース	1 コース

取組結果見込み

項 目	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
介護予防サポーター 養成者数	100 人	100 人	100 人
フレイルサポーター 養成者数	25 人	25 人	25 人

② 地域に向けての普及啓発

地域単位で介護予防への関心が高まり、介護予防活動が実践できるよう地域包括支援センターに「地域型介護予防教室」等を委託します。また、地域のグループから健康保持増進や介護予防などの教室の実施依頼があった時は、横須賀市歌に合わせて行う「しらなみ体操」や、ボッチャなどを活用した市職員による「ふれあい地域健康教室」やお口の体操、だ液腺マッサージなどの実践を伴った「歯と口の健康づくり教室」といった地域の健康度が高まる取組を実施し、地域活動の活性化を目指します。さらに、民間企業などと連携し、市民公開講座を実施していきます。

取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
地域型介護予防教室の実施 (地域包括支援センター)	200回	200回	200回
地域の底力アップ教室 (地域包括支援センター)	20回	20回	20回
ふれあい地域健康教室 (直営)	60回	60回	60回
歯と口の健康づくり教室 (直営)	40回	40回	40回

③ 地域への専門職の派遣

「リハビリテーション専門職派遣事業」は、地域包括支援センターと共に、地域の介護予防活動が、自宅や身近な場所で展開できることを目指す事業です。介護予防に取り組む地域の通いの場等に理学療法士、管理栄養士や保健師等の専門職を派遣し、住民主体の団体や介護予防を支える支援者の資質を向上させ、より効果的・継続的な支援を提供します。

取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
通いの場への専門職派遣回数	15回	15回	15回

④ 自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議

通所型短期集中予防サービス(通所型サービス・活動C)の対象者ご本人に、自立を意識した主体的な状態改善への後押しをすることを目的に、自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。

この会議は、通所型短期集中予防サービス提供事業者からの経過報告を基に、理学療法士・作業療法士・管理栄養士・薬剤師・歯科衛生士といった専門職や、地域包括支援センター担当者・生活支援コーディネーターが意見交換します。会議の最後に、多様な専門職からのアドバイスシートを対象者にお渡しします。

このアドバイスシートにより、通所型短期集中予防サービスが終了した後でも、対象者ご本人が主体的にセルフケアに取り組み続けることができるよう支援を行います。

取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
自立支援・介護予防のための 地域ケア個別会議開催	6回	12回	12回

3 支え合い活動への支援

(1) 支え合う地域のネットワークづくり

① 地域支え合い協議会の設置

地域支え合い協議会は、地域で暮らす様々な立場や組織の関係者同士のつながりを強めるための場です。地域の困りごとや好事例の情報共有を通して関係者間の顔の見える関係や連携体制づくりを進め、地域でこんなことをやりたい・やってみたいという思いがある人や組織を応援することで、大小問わず様々な活動や選択肢の創出をサポートしていくことを目的としています。

現在、本市全域を単位として適宜開催する「よこすか地域支え合い協議会(第1層協議体)」と日常生活圏域を基本単位とする「各地域支え合い協議会(第2層協議体)」の2つを設置しています。各地域支え合い協議会については、平成27年度(2015年度)の事業開始以降、全ての地域に設置することを目標に進め、現在までに9つの協議会が設置されました。ここ数年で、地域支え合い協議会が認知され、生活支援コーディネーターが地域に定着してきたことで、これまで以上に地域の声が協議会にも反映されています。

一方で、同一地域内でもニーズや課題が異なるなど協議会の設置までは至っていない地域もあるため、協議会の設置ありきではなく、地域の環境の変化に合わせた柔軟な対応をしていきます。

また、協議会間の交流や情報交換の場を継続的に推進するとともに、障害者や子どもたちとの関わりなども検討していきます。

② 生活支援コーディネーターの配置

支え合いの地域づくりを進めていく手段として、地域の様々な団体や関係者同士のつながりを強める場を作ったり、それぞれを結び付けたりする方法があります。そのためには、地域を知り、一緒に地域のことを考え、活動を応援できる存在が必要です。

本市では、こうした役割を担う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センター及び市に配置しています。

生活支援コーディネーターは、それぞれの地域に足を運び地域資源の情報収集を行うとともに、生活支援コーディネーター間や関係機関との連携を密に行い、人と人、人と場所、人と組織をマッチングし、地域の支え合いの基盤を強化していきます。

また、生活支援コーディネーターが集めた地域の情報を、地域支え合い協議会をはじめとする様々な場で提供することで、地域課題の把握や発見、そして新たな地域活動の創出につなげていきます。

市に設置する生活支援コーディネーターは、市全域の支え合い活動を支援するため、以下の取組も併せて行います。

【生活支援コーディネーターの取組】

取組	内容
情報交換会の開催	活動状況や課題、ノウハウなどを共有し団体間の交流や連携を促進するための情報交換会を企画・開催します。類似の活動を行っている団体間や活動年数が近い団体間など、様々なテーマにより適宜実施します。
団体学習会の開催	活動における課題の解消やスキルアップにつながる学習会を年1回開催します。
立ち上げや運営に関する相談支援	支え合い活動を行う団体の立ち上げや運営に関する相談支援を行います。内容により、必要に応じて地域の関係者や担当部署につながります。
普及啓発の推進	支え合いの活動について知ってもらうこと、また、実際に行われている活動を広く紹介することを目的としたPRを行います。まちづくり出前トークや講演会・座談会、パネルによる展示等により適宜実施します。

【地域支え合い協議会の役割】

地域支え合い協議会って何するところ？

日々地域で行っている活動や取組をほかの人に紹介・自慢するところ……

⇒大した事ないと思っても、ほかの人にとっては宝の山かもしれません

自分自身の困りごと、地域の困りごとを吐き出すところ……

⇒自分だけ、地域だけの困りごとではなく、みんなの困りごとかもしれません

やりたい、やってみたいことを語るところ……

⇒ほかにもやりたい・やってみたいと思っている仲間が見つかるかもしれません

◎地域のバックグラウンドを持つみなさまが集まり……

◎自由に話をしてもらうこと……



いろいろな考えをもったみなさんで会話をしてみることが、何かを生み出す第一歩です！

【生活支援コーディネーターの紹介チラシ】

私たちが生活支援コーディネーター(SC)です！

いつまでも住み慣れた地域で、いきいきと過ごすことが出来るよう、地域の「互助」の推進をお手伝いし、みなさまと共に地域づくりに取り組みます。

情報収集

それぞれの地域にある知恵、工夫、伝統を理解し地域にある活動を探します。

相談支援

「こんな活動を始めたい！」をサポートします。まずはご相談ください。

資源開発

地域に「あったらいいな」をみなさんと一緒に考えてサポートしていきます。

紹介

今ある地域活動をご紹介します、ご希望の際はおつなぎします。

隣近所で何気なく行われている
「集いの場」「見守り・防犯活動」「地域での助け合い活動」など
みなさまの“あれこれ”を私たちに教えてください！

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
各協議会や生活支援コーディネーターが携わった団体の立ち上げやイベント	30件	30件	30件

③ 住民主体による生活支援活動への支援

地域で支え合う活動の一つとして、住民によって組織された団体による日常生活のちょっとした困りごと(ごみ出し、除草、買い物等)への支援が行われています。こうした「互助」は、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための一助になるだけでなく、活動者の生きがいや介護予防につながっています。

ここ数年で、生活支援の活動にとどまらず、地域住民を対象とした学習会などのイベントの開催、誰でも気軽に参加できる場(認知症カフェやコミュニティカフェ、散策会など)の運営を行う団体も増えてきました。

今後も互助の支え合い活動を継続できるよう、市は各団体に伴走しながら支援していきます。

【実際の活動の様子】



取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
住民主体の生活支援団体に対する補助件数	38 団体	38 団体	38 団体
住民主体の居場所づくりに対する補助件数	6 団体	6 団体	6 団体

(2) 地域福祉促進のための連携・協力

① 民生委員児童委員との連携・協力

民生委員児童委員は「住民の身近な相談相手」として、地域で起きている生活上の困りごとに気づき、助言します。また、必要な支援が受けられるよう、専門機関へつないだ後は、相談者の生活を見守ります。

民生委員児童委員の活動を支援するため、活動費の支給、活動に必要な知識を身に付ける研修の実施、周知・啓発を行います。

取組見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
民生委員児童委員に対する研修の実施	4 回	4 回	4 回

【民生委員児童委員活動の7つのはたらき】

- 1 社会調査・・・担当区域内の住民の実態や福祉需要(ニーズ)を日常的に把握します。
- 2 相 談・・・地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。
- 3 情報提供・・・社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4 連絡通報・・・住民が、それぞれの需要(ニーズ)に応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。
- 5 調 整・・・住民の福祉需要(ニーズ)に対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- 6 生活支援・・・住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。
- 7 意見具申・・・活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

※全国民生委員児童委員連合会編「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」から作成

② 福祉ボランティアとの連携・協力

福祉分野で活動するボランティアは、誰もが安心して住みなれた地域で暮らしていくことができるよう、話し相手、草刈り、ごみ出し、買い物代行・同行、外出介助等の日常生活支援の活動をしています。

地区ごとのニーズに応じたボランティア活動を推進することができるよう、横須賀市社会福祉協議会は、各地区社会福祉協議会が運営する地区ボランティアセンターと連携するとともに、幅広い世代のボランティア活動への参加促進やボランティアの養成をしています。

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
よこすかボランティアセンターにおける ボランティア登録者数	142 人	152 人	162 人
よこすかボランティアセンターにおける ボランティア登録団体数	118 団体	121 団体	124 団体

③ 横須賀市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会との連携・協力

横須賀市社会福祉協議会が独自に運営する制度の一つに社会福祉推進委員制度があります。社会福祉推進委員の最も重要な活動は、民生委員児童委員の活動に協力し、ひとり暮らし高齢者などの安否確認のための訪問や声かけ、見守りを通じ、世帯の異変や福祉ニーズなどの情報をいち早く民生委員児童委員に伝えることで、見守りネットワークの重要な役割を担っています。

市は「支え手と受け手の垣根を超えて地域で生き生きと生活できるまちづくり」を進めていくため、地域福祉活動の中心的存在である各地区社会福祉協議会の活動支援として、多様な人材の地域福祉活動への参加を促していきます。

④ 民間団体及び事業者との連携・協力

孤立死等の防止のため、信用金庫、各種配達サービス事業者など、個人宅を訪問する機会のある民間団体等と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

協定締結団体等は、室内から異臭がする、玄関や郵便受けに新聞や郵便物がたまっているなど、明らかに日常と異なる状況であり、市民の生命の危険が予見される状況に遭遇した場合には警察や消防と併せて市に通報します。

市は警察や消防との情報共有や安否確認を行った上で、適切な支援につなげます。

取組結果見込み

項 目	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
地域の見守り活動に関する協定を締結している民間団体等	67 団体	67 団体	67 団体

※民間団体等の意向により、本市又は神奈川県と協定を締結しています。